

一般競争入札の為の書類等

工事番号：TAC-R02-015

工 事 名：神奈川県立平塚江南高等学校 トイレ洋式化工事

工事場所：神奈川県平塚市諏訪町 5-1

令和2年度 県立学校トイレ環境整備業務(湘南・県西地区)

株式会社 タック都市開発研究所

工事別発注概要書

工事番号	TAC-R02-015	
工 事 名	神奈川県立平塚江南高等学校 トイレ洋式化工事	
工事場所	神奈川県平塚市諏訪町 5-1	
工事概要	<ul style="list-style-type: none"> ・南館 1系統 1階男子及び女子トイレ ・屋外トイレ 1系統 平屋建て 男子及び女子トイレ ・本館 1階 女子トイレ <p>改修内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・便器・ブース改修工事 ・床改修工事 ・照明改修工事 ・温水暖房便座用コンセント改修工事 ・給排水改修工事 ・その他、上記に付随する工事一式 <p>工事留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外トイレを先行して工事を行い、本館、南館の順序とする。 ・耐震補強工事が施工中の為、他工事との調整及び学校との協議を綿密に図ること。 	
工 種	建築一式 又は 管	
完成期限	令和3年1月15日	
最低制限価格	設定する。	
契約後VE提案	実施しない。	
競争参加資格	企業形態	単体企業
	登録業種	建築一式 又は 管
	知事が認定した等級格付（又は総合点数）	「建築一式」 Dランク以上 又は 「管」 Cランク以上
	所在地等	本店が神奈川県内に所在すること
	配置技術者	<p>次の要件をすべて備える主任技術者又は監理技術者を施工現場に配置できること。ただし、請負金額が3,500万円以上（建築一式工事は、7,000万円以上）の場合は、専任（本工事にかかわる工場製作製品等の工場製作期間を除く。）で配置できること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記「工種」に係る主任技術者又は監理技術者であること。 ・技術者が建設業法施行令第27条の規定により専任であることを要する場合は、競争参加資格確認申請日以前に直接的かつ恒常的な3か月以上の雇用関係にあること。 <p>主任技術者については、一定の条件を満たす工事において、兼務が認められます。また、主任技術者が兼務を行う工事、かつ、主任技術者と現場代理人が同一人物の場合においては、一定の条件において、現場代理人の兼務が認められます。</p>
	同種工事の実績	<p>必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札公告の日から直近5ヵ年以内に、公共工事においてトイレ改修工事の実績を有する者（契約書の写しが必要になります）
	完成工事高	上記「工種」に係る経営事項審査の完成工事高（「2年（又は3年）平均」の欄）が3,000万円以上あること。
	労働福祉	退職一時金制度若しくは企業年金制度を導入している者（経営事項審査の対象であるものに限る。）又は中小企業退職金共済法に基づく建設業退職金共済契約を締結していること。

	<p>社会保険等</p>	<p>社会保険等に加入している者であること。 (健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務がない者を除く。)</p>
	<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加者は(株)タック都市開発研究所が同日に行う入札については、1件のみ落札ができるものとします。 ・本件を落札したものは、同日の他の入札を辞退したものとみなします。
<p>競争参加資格確認 申請期限及び通知日</p>	<p>申請期限：令和2年9月15日(18時00分)まで 「株式会社タック都市開発研究所ホームページ 神奈川県教育施設等工事入札業務ページ内 公告 PDF」から「競争参加資格確認申請書」を取得し、「競争参加資格確認申請書」と「競争入札参加資格確認通知書(神奈川県)」を用いて、E-mail もしくは FAX により競争参加資格確認申請を行ってください。 申請することによって、別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」の誓約事項について誓約したものとみなしますので、資格をよく確認した上で申請をしてください。 E-mail : t-kawahara@tac-k.com FAX 番号 : 046 (274) 9412</p> <p>確認通知日：令和2年9月17日(18時00分)まで ただし、競争参加資格「有」と通知された場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できなかった者の入札は無効としますので注意してください。 通知方法：競争参加資格確認申請書に記載された E-mail アドレスまたは FAX</p>	
<p>設計図書(現場説明書を含む)の取得方法等</p>	<p>競争参加資格に該当する者に対し、下記の方法により設計図書、入札書(様式)等を配布します。 取得方法：令和2年9月17日から令和2年9月27日(18時00分)までに「株式会社タック都市開発研究所ホームページ 設計図書 PDF」より設計図書一式を取得してください。「競争参加資格確認通知」に記載された所定のパスワードを入力することで内容を確認できます。</p>	
<p>設計図書に関する 質問及び回答</p>	<p>質問期限内に下記へ、E-mail もしくは FAX してください。(「かながわ電子入札共同システム」ではありません。) 質問書には工事番号及び工事名と貴社名、担当者名、連絡先(メールアドレス等)記入してください。 E-mail : t-kawahara@tac-k.com FAX 番号 : 046 (274) 9412</p> <p>質問期限：令和2年9月23日(18時00分)まで 回答日：令和2年9月24日 回答は、「株式会社タック都市開発研究所ホームページ 神奈川県教育施設等工事入札業務ページ内 質疑回答」より質問回答書を取得して下さい。 なお、質問がなかった場合は、質疑回答なしと表記いたします。 また質問の回答に対する質問は受け付けていません。質問しなかった方も必ず確認してください。</p>	

<p>入札日及び場所</p>	<p>日時 令和2年9月28日 13時20分 場所 かながわ県民センター 301 会議室 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2丁目24-2 TEL 045-312-1121 (代表)</p> <p>※新型コロナウイルス感染対策のため、入札へ来られる方は必ずマスクの着用をお願いします。お手元にマスクがない場合は、ハンカチやタオル等で口元を覆っていただく様、ご協力をお願いします。会場入口には手指消毒用アルコールをご用意いたしますので、ご利用下さい。ご理解とご協力をお願いいたします。</p>
<p>開札</p>	<p>立ち会い者の下で入札書を開札し、予定価格の制限の範囲内（ただし、最低制限価格を設けた場合は最低制限価格以上）で最低の価格をもって申込みをした者を落札候補者とします。なお、落札候補者となるべき同価格の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじ方式により落札候補者を決定します。また、開札して予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、2回を限度に再度の入札を行います。</p>
<p>疑義等申立期間</p>	<p>この入札に入札書を提出した者で、入札執行手続きに疑義がある場合には、入札日の翌日から起算して2日の間に（土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始を除く）、工事費内訳書を持参の上、「株式会社タック都市開発研究所 神奈川事務所」まで申し出てください。求めに応じ設計額が記載された設計図書を閲覧に供します。ただし、複写、貸出は行いません。また、入札が不調となった場合は、疑義等申立制度の対象としません。</p>
<p>支払条件</p>	<p>(1) 前金払 実施しません。 ※ 中間前金払は行いません。 (2) 部分払 実施しません。</p>
<p>入札担当部署 (入札手続きに関する問い合わせ先)</p>	<p>株式会社タック都市開発研究所 神奈川事務所 神奈川県大和市中央林間8-7-1 タックビルⅡ 046 (274) 9277 担当：川原</p>
<p>その他</p>	<p>—</p>

誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意

1 競争入札参加申請に伴う誓約事項

本件工事の競争参加資格確認申請者は、競争参加資格確認申請をもって、次のとおり誓約したものとみなしますので、ご自分の資格をよく確認してから申請してください。

誓 約 事 項

当社(私)は、本件工事の競争参加資格確認申請期限において、次のすべての事項に該当することを誓約します。

なお、誓約後に次のいずれか1つ以上に該当しないこととなった場合は、本件入札を辞退します。

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定（成年被後見人、被保佐人、被補助人、破産者で復権を得ない者等）に該当しない者であること。
- 2 2年以内に手形交換所の取引停止処分を受けている者でないこと。
〔※ 取引停止処分を受けても、その後、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改めて神奈川県内の競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除きます。〕
- 3 6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。
〔※ 不渡手形等を出しても、その後、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改めて神奈川県内の競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除きます。〕
- 4 債務の不履行により、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続きの開始決定を受けている者でないこと。
- 5 事業税、消費税、地方消費税を滞納している者でないこと。
- 6 社会保険等加入建設業者であること。
〔※ 社会保険等とは、健康保険、年金保険及び雇用保険をいいます。加入の義務がない場合は除きます。〕
- 7 本件が技術者を専任で配置しなければならない工事の場合、本件工事に専任で配置できる技術者を有していること。

2 競争参加資格確認について

「競争参加資格確認通知」により競争参加資格「有」とされた場合でも(その時点では細部にわたる資格確認はしていません)、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できなかった者の入札は無効としますのでご注意ください。

競争入札参加資格確認申請書

株式会社タック都市開発研究所
代表取締役 青木 優 殿

下記工事/委託に係る競争参加資格について確認されたく、書類を添えて申請します。なお、当該公告の入札参加資格に記載されている基本要件の全てを満たし、添付書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

- | | |
|-----------|------------------------|
| 1. 調達工事番号 | TAC-R02-015 |
| 2. 調達案件名称 | 神奈川県立平塚江南高等学校 トイレ洋式化工事 |
| 3. 履行期限 | 令和3年1月15日 |

提出日 令和 年 月 日

競争入札参加資格認定番号：

企業名称：

企業郵便番号：

企業住所：

役職名：

氏名：

代表電話番号：

代表 FAX 番号：

部署名：

商号（連絡先名称）：

連絡先氏名：

連絡先住所：

連絡先電話番号：

連絡先 E-mail：

令和2年9月11日

競争参加資格確認申請書提出についての注意事項

株式会社タック都市開発研究所

1. 「競争参加資格確認申請書」の「提出日」以下「連絡先 E-Mail」まで、必要事項を「令和元年・2年度かながわ電子入札共同システム 競争入札参加申請」の申請書のとおり正しく記入してください。
2. 「競争参加資格確認申請書」必要事項の記入後、「競争参加資格確認申請書」及び「神奈川県競争入札参加資格認定通知書（写）」を添付の上、下記の E-mail もしくは FAX により提出してください。申請することによって、別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」の誓約事項について誓約したものとみなしますので、資格をよく確認した上で申請をしてください。

E-mail : t-kawahara@tac-k.com

FAX 番号 : 046 (274) 9412

株式会社タック都市開発研究所 担当 : 川原

3. 「競争参加資格確認申請書」の提出期限は、下記のとおりです。
提出期限を過ぎますと、競争参加資格確認申請書の受付ができませんのでご注意ください。

※提出期限 : 令和2年9月15日 18:00 まで

4. 「競争参加資格確認申請書」の提出期限をもって、「入札公告兼入札説明書」及び「競争参加資格確認申請書」のダウンロードができなくなりますので、事前に印刷又は保存をお願いします。

< 入札公告 兼 入札説明書 >

次のとおり工事番号 TAC-R02-015 神奈川県立平塚江南高等学校 トイレ洋式化工事について条件付き一般競争入札を行います。

本件は神奈川県知事と株式会社タック都市開発研究所との間で契約した令和2年度 県立学校トイレ環境整備業務委託に基づき株式会社タック都市開発研究所が発注者として実施する契約です。

また、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で最低の価格をもって入札を行った者が複数あった場合、試行として、くじ引きにより落札候補者を決定し、その者に対して入札参加資格の審査を行いますので、ご了承ください。

令和2年9月11日

株式会社タック都市開発研究所
代表取締役 青木 優

1 競争参加資格

入札に参加し、落札者となるためには、競争参加資格確認申請期限日(申請期間の末日)から落札決定までの全期間に渡って、次に掲げる要件をすべて満たしていることを要します。

(1) 各工事に共通する事項

- ア 神奈川県の競争入札参加資格(当該工事に係る業種)を有することについて知事の認定を受けている者であること。
- イ 有効な経営事項審査結果通知を受けている者であること。
- ウ 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- エ 「営業所実態調査における指導事項の改善について(通知)」を県から受けた者は、改善確認通知を受けていること。
- オ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- カ 2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生(再生)手続の開始決定を受けた後、「ア」の競争入札参加資格の再認定を受けた者を除きます。
- キ 6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生(再生)手続の開始決定を受けた後、「ア」の競争入札参加資格の再認定を受けた者を除きます。
- ク 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- ケ 事業税、消費税、地方消費税を滞納している者でないこと。

(2) 工事別事項

「工事別発注概要書」に記載のとおりです。

2 競争参加資格確認申請

入札参加希望者は、別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」を必ず確認の上、「工事別発注概要書」に記載した期限までに、「㈱タック都市開発研究所ホームページ (<http://tac-k.com/>)」により競争参加資格確認申請を行ってください。競争参加資格確認申請をもって別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」の誓約事項について誓約したものとみなします。

3 競争参加資格確認通知

競争参加資格確認申請書に記載された E-mail アドレスまたは FAX に所定の期限までに資格の有無を通知します。

ただし、競争参加資格「有」とされた場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できた場合のみ落札者として決定しますので注意してください。

4 資格がないとされた者の説明要求

資格なしの旨の通知を受けた者は、通知が発行された日から起算して6日以内(土曜日・日曜日・祝日・「山の日」からお盆期間(8月11日から8月16日まで)・年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く。(以下「営業日を除く。」という。))に苦情申立書を「入札担当部署」に持参することにより説明を求めることができます。説明要求に対しては、受理した日から起算して6日以内(営業日を除く。)に回答します。

更に、この説明に不服がある者は、説明に係る書面を受領した日から起算して8日(営業日を除く。)

以内に再苦情申立書を「入札担当部署」に持参することにより不服を申し立てることができます。再苦情申立については、入札契約監視委員会が審議を行います。

説明請求及び再苦情申立ては、入札事務の執行を妨げないものとします。

5 入札書の提出

(1) 入札書は「工事別発注概要書」に記載した期間・方法より提出してください。

※「**かながわ電子入札共同システム**」による入札ではありませんので、**ご注意ください**。

(2) 入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載してください。(落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とします。)

(3) 入札執行回数は、原則として1回としますが、開札の結果、予定価格の範囲内(最低制限価格以上)の入札がないときは、再度入札を1回行います。

なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができません。

6 落札候補者及び落札者の決定

予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とします(注)。落札候補者に対してはファックス等で連絡の上競争参加資格を審査し、要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定します。

審査の結果、その者が要件を満たしていることが確認できないときは、当該入札を無効とし、次に価格の低い入札者について同様の審査を実施します。その入札を無効とした場合は、順次、価格の低い入札者から同様の審査をします。

ただし、最低の価格をもって入札を行った者が複数ある場合は、くじ引きにより落札候補者を決定し、その者について審査した上で、要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定します。

なお、くじ引きの具体的な方法については、別添「くじ引きの方法について」をご参照ください。

(注) 最低制限価格を設定している場合：最低制限価格未満の価格による入札は失格とします。

7 疑義等申立期間

この入札に入札書を提出した者で、入札執行手続き等に疑義がある場合には、入札日の翌日から起算して2日の間に(休業日を除く。両日とも17:00まで)、工事費内訳書(種目別内訳書、科目別内訳書、細目別内訳書)等の設計図書と比較ができる資料を持参の上、「入札担当部署」まで申し出てください。求めに応じ設計額が記載された設計図書を閲覧に供します。

ただし、入札が不調となった場合は、疑義等申立制度の対象としません。

8 落札候補者の提出書類

落札候補者とされた者は、翌日(休業日等を除く。)の17:00までに次の書類を「入札担当部署」あてにメール又は持参(貴社の希望する方法可)してください。

(1) 工事費内訳書(入札金額を積算したもの)(再度入札がおこなわれた場合はその金額を積算したもの)(種目別内訳書、科目別内訳書、細目別内訳書)

(2) 建設業許可に係る営業所専任技術者を確認できる書類(建設業許可申請書及び専任技術者証明書(共に副本)の写し)

(3) 競争参加資格として設定されている場合は次の書類

ア 技術者の配置

(ア) 配置予定技術者届(資格設定により専任又は非専任)

(様式集) (<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3430/p10818.html>)

(イ) 競争参加資格確認申請日以前に直接的かつ恒常的な雇用関係(請負金額が3,500万円以上(建築一式工事は7,000万円以上)の場合は直接的かつ恒常的な3か月以上の雇用関係)にあることが確認できる書類

(様式集) (<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3430/p10818.html>)。

(例) 監理技術者資格者証、健康保険被保険者証または、市区町村が作成する住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書等(※)の写し

(ウ) 監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証(監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴の記載がある場合はその裏面)の写し

(エ) 主任技術者の場合は、資格を証明できる書類の写し(技術検定合格証明書等)

イ 同種工事の実績

(7) 同種工事实績届

(様式集) <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3430/p10818.html>

(イ) 資格要件とされた内容(規模・工法等)及び完成を確認できる書類

(例) CORINSの竣工時工事カルテ、契約書及び検査済証、施主の施工証明書(任意様式)等の写し

(様式集) <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3430/p10818.html>

(4) その他「工事別発注概要書」等により指示のあった書類

9 開札後に資格がないとされた者の説明要求

落札候補者の入札が無効とされた場合、その落札候補者は、落札者決定通知書が発行された日から起算して6日(休業日を除く。)以内に苦情申立書を「入札担当部署」に持参することにより説明を求めることができます。説明要求に対しては、受理した日から起算して6日以内(休業日を除く。)に回答します。

更に、この説明に不服がある者は、説明に係る書面を受領した日から起算して8日(休業日を除く。)以内に再苦情申立書を「入札担当部署」に持参することにより不服を申し立てることができます。再苦情申立については入札契約監視委員会が審議を行います。

説明請求及び再苦情申立ては、落札決定の事務の執行を妨げないものとします。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は、免除します。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10に相当する金額以上を契約締結と同時に納付するものとします(ただし、設計金額が300万円未満の場合は不要です。)。ただし、神奈川県債証券若しくは利付国債証券の提供又は金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第3条に規定する金融機関をいう。)若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、落札者が公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除するものとします。

11 その他

(1) 落札者が契約締結までに「1」に掲げた競争参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。

(2) 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要します。なお、契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とします。

また、本契約は、契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名押印することにより確定するものとします。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

(4) 次に掲げる入札は無効とします。

ア 条件として示した競争参加資格を満たさない者が行った入札

イ 競争参加資格確認に必要な書類について虚偽の記載をした者が行った入札

ウ その他入札に関する条件に違反した入札

エ 契約締結前に談合情報があり、調査の結果、談合の事実があったと認められた場合の入札

(5) 入札金額の算出にあたっては、設計図書中の設計書を優先することとします。

(6) 「8」の(1)に基づく内訳書を提出しない者が行った入札は失格とします。

(7) 落札者が決定通知のあった日から7日以内に当該契約を締結しない場合は、その落札は効力を失います。

(8) 公正に入札を執行できないと認められる場合、又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。

(9) 開札した後であっても、契約が地方自治法第234条第5項の規定により確定する前に、発注者による、入札執行手続きの誤り又は入札公告や設計図書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を無効とすることがあります。

(10) 万一、(タック都市開発研究所ホームページ (<http://tac-k.com/>))に障害が発生した場合は、入札を中止することがあります。障害が発生した場合は、「入札担当部署」にお問い合わせください。

(11) 社会保険等に加入している者であること。一次下請負については、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方としてはならない。詳細は、「工事別発注概要書」をご確認ください。

(12) 設計図書に関する質問への回答は、質問しなかった方も必ず確認してください。回答だけでなく、情報提供を行うことがあります。

(13) 前各号に定めるもののほか、神奈川県財務規則及び競争入札の参加者の資格に関する規則の定めるところによります。

くじ引きの方法について

複数の者が最低の価格をもって入札を行った場合は、その場でくじを実施し落札候補者を決定します。

・方法については、弊社で「あみだクジ」を作成し、以下の手順を用いて落札候補者を決定致します。

あみだクジの用意

- ・紙にクジに参加する人数分だけ縦線を平行に引く。
- ・一方の線端（上側）には氏名などを記入するための欄を空けておき、もう一方（下側）にはクジの結果を、参加者に見えないよう記入する。
- ・梯子状に横線を書くが、互い違いとなり横線が2つより多くの縦線に触れてはならない。
- ・公平性を確認するため、クジに参加する者も自由に横線を書き加える。この際、クジの下線端は紙を折るなどして見えないようにする。
- ・ジャンケンで上線端を選ぶ順序を決定する。

あみだクジの引き方

- ・順序に従い、重複しないように任意の上線端を選んでゆく。
- ・全員が上線端を選びしるしなどを付け終わった後、クジの下線端を開く。
- ・各々、自分の線を下へ辿ってゆく。辿るルールとしては、必ず下方向へ行く、横線があれば必ず曲がる、がある。
- ・たどり着いた場所を書いてあることが選んだクジの結果となる。

資格審査確認提出書類等(提出は開札後)

※資格審査の書類の為、契約後の工事書類とは別の扱いとなります。ご注意ください。

- | | | |
|-----|-------------------------------|---|
| 1 | 内訳書、内訳明細書 | ・合計が落札価格と一致、業者印があること
入札金額を積算したもの
(再度入札がおこなわれた場合はその金額を積算したもの)
(種目別内訳書、科目別内訳書、細目別内訳書) |
| 2 | 建設業許可通知(写し) | ・発注工事に該当する業種
・有効期間が工期に差し掛かっている場合、更新手続き中
(申請書(副)写)が添付のこと |
| 3 | 経営事項審査結果通知 | ・審査基準日から1年7ヶ月以内である
・建設工種での完工高が指定の額以上
・建設工種での評定値が指定の数値以上 |
| 4 | 配置予定技術者届(写し) | ※配置予定技術者の雇用関係証明 |
| 5 | 主任技術者設置届(写し) | ※当該工事のみの場合は専任、他に県発注の工事で担当しているなら非専任
ただし請負金額が3,500万(建築一式工事は7,000万以上)では専任であること
専任の場合は金額により3ヶ月以上の雇用関係 |
| 5-2 | 技術検定合格証明書(写し) | ・発注工種に該当するもの |
| | 監理技術者資格者証(写し) | ・監理技術者資格者証でも可
・発注工種に該当するもの
・雇用関係が確認できること
・表裏を確認 |
| | 監理技術者講習終了証(写し) | ・監理技術者資格者証提出の場合 |
| 5-3 | 健康保険被保険者証(写し) | ・雇用関係が確認できること |
| 5-4 | 経歴書(写し) | |
| 5-5 | 専任を要する主任技術者の兼務届出書 | ※上の場合で、工事間隔が5km以内自動車で30分以内、同資格要件の工事であれば2件まで兼務可能 |
| 6 | 現場代理人設置届 | ※現場代理人は各現場に常駐義務有り
また請負金額が2,500万以上(建築工事1,000万以上)でも主任技術者の兼務を行う工事で、主任技術者と現場代理人が同一の場合兼務可能
・雇用関係が確認できること |
| 6-2 | 健康保険被保険者証(主任技術者兼任の場合取らない)(写し) | |
| 6-3 | 経歴書(同上)(写し) | |
| 6-4 | 現場代理人兼務届 | ※ただし請負金額が2,500万未満(建築工事1,000万未満)で連絡員が配置可能で現工事が県発注工事であれば1件まで兼務可能
また請負金額が2,500万以上(建築工事1,000万以上)でも主任技術者の兼務を行う工事で、主任技術者と現場代理人が同一の場合兼務可能 |
| 7 | 営業所に配置する専任技術者一覧表 | |
| 8 | 建設業退職金共済契約者証(写し) | ・表紙のみ
※特定退職金共済や、その他の退職一時金制度を導入している者はその証明証でも可(写し) |
| 9 | 事業税に係る納税証明書(写し) | ・県税が発行する1年以内のもの |
| 10 | 消費税等に係る納税証明書(写し) | ・税務署が発行する1年以内のもの |
| 11 | 同種工事実績届 | ・発注概要で指定した条件(年限等)が満たされている
・契約書(表)またはcolins登録データを添付
・発注の工事内容が確認できるよう、実績届<工事概要>に記述すると共に確認できるものを添付(契約書(表))で確認できれば不必要 |
| 12 | 契約保証金に関する書類 | 契約時 |

入札書(見積書)

¥ _____

ただし、件名 神奈川県立平塚江南高等学校 トイレ洋式化工事
に係る代金として

上記金額のとおり、入札します。

令和 年 月 日

株式会社タック都市開発研究所
代表取締役 青木 優 殿

(代表者が入札に参加する場合に記入)

所在地

商号

代表者職・氏名 _____ 印

(委任を受けた代理人が入札に参加する場合に記入)

所在地

商号

代表者職・職氏名

上記代理人氏名 _____ 印

委任状

令和 年 月 日

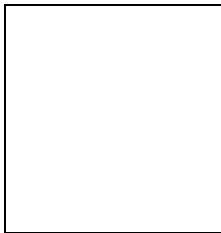
株式会社タック都市開発研究所
代表取締役 青木 優 殿

所在地
(委任者) 商号又は名称
代表者 ⑩

私は、下記の者を代表人と定め、貴社が発注する「神奈川県立平塚江南高等学校 トイレ洋式化工事」についての入札及び見積に関する権限を委任します。

勤務先住所
(代理人) 役 職 名
氏 名

代理人の使用印鑑印



- ※ 1. 代理人が入札に参加する場合に作成し、提出すること
- ※ 2. (委任者) 欄の部分は必ず押印が必要であること

入札辞退届

令和 年 月 日

株式会社タック都市開発研究所
代表取締役 青木 優 殿

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

本入札に関して、下記の理由により入札を辞退します。

件 名 神奈川県立平塚江南高等学校 トイレ洋式化工事

入 札 日 令和 年 月 日

辞退理由

保証金について

1. 入札保証金

入札保証金は、これを免除する。

2. 契約保証金

契約保証金は、神奈川県財務規則第25条に準じ、契約を締結する者に契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額の保証金を納付させなければならない。なお、神奈川県財務規則第25条に準じて、保証金の納付に代えて有価証券等を担保として提供させることができる。

(担保に充てることのできる有価証券等)

保証金の納付に代えて担保として提供させることのできる有価証券等は、次に掲げるものとする。

- (1) 神奈川県債証券
- (2) 国債証券
- (3) 政府の保証のある債券
- (4) 銀行が振り出し又は支払保証をした小切手
- (5) 銀行又は知事が確実と認める金融機関の保証書
- (6) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証証書
- (7) その他知事が確実と認める有価証券等

(ア) 担保として提供する有価証券が記名式のものである場合においては、売却承諾書及び白紙委任状を添えさせなければならない。

(イ) (7)の有価証券等が、登録社債等である場合においては、社債等登録法（昭和17年法律第11号）の定めるところにより登録させなければならない。

3. 契約保証金の納付の免除

神奈川県財務規則第 28 条及び神奈川県工事執行規則第 2 条に準じ、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約を締結する者が保険会社との間に、県または㈱タック都市開発研究所を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約を締結する者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定に基づき財務大臣の指定する※金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約を締結する者が過去 3 年間に教育施設等保安全管理業務または国・地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたってすべて誠実に履行した実績を有し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 工事の設計額が 500 万円未満のとき。
- (5) 契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

※金融機関は次に掲げるとおり。

- ・銀行（ゆうちょ銀行を除く）・農林中央金庫・信託銀行・商工組合中央金庫・保険会社
- ・信用協同組合・信用金庫・農業協同組合・信用金庫連合会・労働金庫・労働金庫連合会
- ・水産業協同組合・その他の貯金の受け入れを行う組合等

4. 契約担当者は、契約を締結しようとするときに契約保証金（項目 2.の規定により提供された担保を含む。）の納付を確認しなければならない。

5. 契約保証金の還付

契約保証金は、工事又は給付の完了の確認又は検査が終了した後に契約の相手方に還付する。

6. 保証金の帰属の場合の手續

地方自治法第 234 条第 4 項又は第 234 条の 2 第 2 項の規定により、入札保証金又は契約保証金が県に帰属した場合の手續は、収入の例による。この場合において、保証金の納付に代えて提供された有価証券等のうち支払期日の未到来のものは、2.（ア）の規定により提出された文書とともに県の財政部長に引き継がなければならない。

7. 違約金

契約の履行遅延に対しては、遅滞日数に応じ、契約金額に対し年利 3.3 パーセント（金銭を目的とする消費貸借契約に係るものにあつては、利息制限法（昭和 29 年法律第 100 号）第 1 条第 1 項に規定する率の 1.46 倍を超えない範囲内で別に定める率）を乗じて計算した額の違約金を徴収する。ただし、当該計算方法により算出された額が 100 円未満のとき又は知事が災害その他やむを得ない理由があると認めたときは、この限りではない。

(ア) 前項の規定による違約金は、契約金が未払いの場合にあつては、契約金支払額から控除して徴収するものとする。

(イ) 違約金の徴収日数の計算については、検査に要した日数及び工事請負又は物件の購入の検査に不合格となった場合におけるその手直し、補強又は引換えのためにする第 1 回の指定日数は、これを算入しない。

8. 減価受領

契約の相手方が提供した目的物に不備がある場合であっても、それがわずかであるため使用上支障がないと認められるときは、契約金について相当の額を減価したうえ受領することができる。

9. 現金の納付及び保証証書（保険証書）の寄託の時期について

落札決定後、7 日以内に契約を締結できなければ、原則的にその落札は無効となるため、7 日以内に納付及び寄託しなければならない。

配置予定技術者（主任技術者等）の専任要件について

株式会社タック都市開発研究所
代表取締役 青木 優

1 現場代理人が兼務できる工事について

現場代理人の常駐義務について、主任技術者の兼務を行う工事、かつ、主任技術者と現場代理人が同一人物の場合に限り、2,500万円以上（建築工事の場合は、1,000万円以上）の工事においても、連絡員を定めることを条件に、2件まで兼務を認めます。

2 入札時の手続きについて

- ・ 兼務を希望する場合は、落札候補者となった際に、速やかに兼務の意思を発注者に伝えるとともに、兼務の相手方となる工事の発注者に「専任を要する主任技術者の兼務届出書」を正副2通提出し、副本に当該者の押印を受けて下さい。
- ・ 事後審査中の発注者に、配置予定技術者届や現場代理人兼務届等の従前の書類のほか、前記「専任を要する主任技術者の兼務届出書」の副本を提出し、発注者の審査を受けて下さい。

3 その他

- ・ 監理技術者や営業所における専任の技術者には、適用されません。
- ・ 兼務を認めた工事において、契約中に、そのいずれかの下請契約の金額が4,000万円（建築一式工事は6,000万円）以上となった場合は、主任技術者に代えて監理技術者を置くこととなりますが、監理技術者の兼務は認められないため、主任技術者及び現場代理人の途中交代を認めます。

最低制限価格の設定について

株式会社タック都市開発研究所
代表取締役 青木 優

神奈川県公共工事等における最低制限価格制度について

・最低制限価格制度とは、公共工事等の請負の契約の入札において、契約内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者であっても、最低制限価格を下回る場合には、これを落札者とせず最低制限価格以上で最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度です。

弊社は神奈川県より業務委託を受けており、入札についても神奈川県の制度に準じ、最低制限価格を設定します。公共工事の最低制限価格率(%)の算出の具体式については神奈川県のホームページを参照してください。

神奈川県ホームページ

公共工事の最低制限価格率(%)の算出の具体式について

【建築工事等】

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f4317/p1201583.html>

入 札 方 法

- (1) 入札参加者は、仕様書、現場及び契約内容を十分検討のうえ、入札をしなければならない。
- (2) 入札書は、別添の入札書により作成し、封筒に入れて提出しなければならない。
(表面に件名、企業名及び宛先(株式会社タック都市開発研究所)を明記のこと)
- (3) 入札参加者が代理人をして入札させる場合は、別添の委任状により作成し委任状を提出しなければならない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、今回の入札において他の入札参加者の代理をすることができない。
- (5) 入札書には、入札参加者又はその代理人が記名押印し、契約希望金額(消費税及び地方公務税を含む額)の110分の100に相当する金額(「円」を単位とする)、業務名、年月日(令和元年)、及び宛名を記入しなければならない。
- (6) 一度提出した入札書は、引換え、変更をすることができない。
- (7) **次のいずれか一つに該当する場合、その入札を無効とする。また、無効の入札を行なった者は、再度の入札に参加することができないものとする。**
 - ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札
 - イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 - ウ 定められた様式以外の様式による入札書による入札
 - エ 記名押印を欠く入札書による入札
 - オ 金額を訂正した入札書による入札
 - カ 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札
 - キ 公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るため連合をしたと認められる者による入札
 - ク 入札参加者が他の入札参加者の代理人を兼ねてした入札、又は2人以上の入札参加者の代理をした者の入札
 - ケ 金額、業務名及び年月日の記載がない等、入札に関する条件に違反した入札
- (8) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。
- (9) 入札参加者、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (10) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

- (11) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穩の言動をする等、入札を公正に執行することができないと認められる場合は、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

※ 本人か確認を求める場合があります。名刺、本人確認書類を持参して下さい。

入札辞退について

入札を辞退する場合は、「※1 入札辞退届」を入開札前までに「株式会社タック都市開発研究所 神奈川事務所 入札担当部署」に提出してください。辞退届の提出がない者は、無断欠席したものとし、以後の入札参加を認めないこととなる場合もあります。

※1 入札辞退届はPDFデータ（カラー）をメール等で送付頂ければ、そちらを本書として認めます。また、入開札前に弊社が行う別の入札に当日参加しており、その結果によって入札を辞退する場合は、入札執行者に入札辞退を伝えてください。

入札担当部署

株式会社 タック都市開発研究所 神奈川事務所

住所：神奈川県大和市中央林間 8-7-1 タックビルⅡ

E-mail：t-kawahara@tac-k.com

TEL 番号：046 (274) 9277

FAX 番号：046 (274) 9412

担当：川原

部分払について

工事別発注概要書「支払い条件」(2)部分払にて、部分払を「**実施する。**」となっている工事につきましては下記条件にて、部分払の請求をすることが出来ます。

- ・ 工事の進捗出来高が請負金額の2分の1以上に達する事。
(※進捗出来高については、監督員の査定による)
- ・ 出来高検査を行い、検査に合格する事。

部分払の回数は**1回**を限度とし、請負代金相当額の**10分の9以内**(進捗出来高)の額を上限とします。また、支払いの請求については、出来高検査を行い合格をした月の**翌月1日**を受付け日とし、**受付け日から40日以内**に支払いを行う事とします。

請負代金の支払について

工事完了後、(株)タック都市開発研究所が工事完了検査(工事完了検査は、工事施工書類等を含む)を行い、その検査に合格したときは書面(書式任意)をもって請負代金の支払の請求をすることが出来ます。

支払の請求については、完了検査を行い合格をした月の**翌月1日**を受付け日とし、**受付け日から40日以内**に支払を行う事とします。